

【Q & A】

Q どのくらいの数の地域クラブが立ち上がるのですか

A 一つの運動種目・文化活動につき、地域協力団体を含む一つから二つの地域クラブから開始し、生徒のニーズに応じて将来的にクラブ数を調整していく予定です。活動の種類については、現在の市立中学校に設置している部活動を参考に整備する予定です。

Q 文化部の地域展開について詳しく教えてください。

A スポーツ協会を運営主体としていますが、文化部の活動についても運動部活動と同様に地域展開することを目指しています。新座市で活動する文化団体が地域協力団体として中学生を受け入れることや、中学生向けの新たな文化活動団体の設立を検討しています。詳細については決定次第ホームページでお知らせします。

Q 保護者が負担する費用はどのようなことに使われますか

A 指導者へ支払われる指導料や活動に係る保険料、運営主体となるスポーツ協会の運営費等に充当されます。

Q 保護者が支払う必要経費はいくらくらいですか

A 現在調整中です。できる限り負担が少なくなるよう調整します。活動内容や必要な備品等によって必要な経費が異なるため、保護者が負担する費用は必ずしも同額とはなりません。

Q どのように保護者負担を減らすのでしょうか

A 中学校施設を活動場所として活用することで、施設利用料をおさえます。また、移行期には助成制度がありますので、積極的に活用していきたいと考えています。その他、将来的には現在部活動の充実のために計上している予算を地域クラブ活動の活動支援に移管することについて検討をしていきます。

Q 活動中の事故は誰が対応しますか

A 各クラブの指導者が対応します。保険については、地域クラブで加入したものが適用されます。

Q 地域クラブ活動には私立の学校に通う子どもも参加できますか。

A 参加することができます。所属する学校による制限はありません。他市の私立中学校に通っていても、放課後に新座市で行われる地域クラブ活動に参加することができます。

Q 地域クラブの活動場所への移動手段はどう考えていますか

A 中学生は学校から一度帰宅して、自宅から活動場所に移動します。移動手段としては徒歩や自転車、遠方の場合は公共交通機関の利用や保護者の送迎等が想定されます。

Q 今までは学校の仮入部期間を経て所属する活動を選択していましたが、それに代わる体験の機会がありますか

A 地域クラブや協力団体による合同体験会を開催することを予定しています。興味のある活動を自由に体験し、地域クラブ活動を選択する材料の一つにしてもらえる内容を予定しています。

Q 地域クラブは大会へ参加できますか

A 大会への参加については、日本中学校体育連盟の方針を基準とするため、市教育委員会や運営主体が決定することはできません。中学校体育連盟の主催ではない大会については、既にクラブチームから参加することができる大会があります。今後、国や県から通知される方針に従い、大会の参加について判断していくこととなります。

Q 指導者が受け取る指導料はいくらくらいですか

A 先行して実施している自治体や、県の人材バンクが例示している金額等を参考に、現在は時給1,600円前後を想定しています。令和7年度に先行実施する地域クラブの実績等を踏まえて調整し、正式に決定していきます。

Q 入部した部活動が途中でなくなることはありますか

A 部活動として部員を募集したものについては、原則として、途中でなくなることはありません。一方で、地域クラブ活動の拡大に合わせて新規に部員を募集しなくなることや、地域クラブでのみ活動するなど部員がいなくなった場合は、廃部になります。

Q 地域クラブ活動で大会へ参加し、入賞した場合は学校で表彰されますか。また通知表へ結果は記載されますか。

A 地域クラブは学校外の活動であるため、表彰はされません。通知表には学校外の活動については記載されません。

Q 部活動を地域に展開することにより、受験において他の市区町村と比べて不利になることはありませんか。

A これまでは、特別活動の記録に部活動等の成績も記載され、評価の対象となっていました。令和9年度埼玉県公立高等学校入学者選抜より、調査書の記載項目は「各教科の学習の記録」（9教科5段階の評定）、「総合的な学習の時間の記録」とすることになりました。受験生は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自ら考え、自己評価資料として県教育委員会が定めた様式に記載することになります。地域クラブ活動で努力したことや成果をあげた実績等については、自己評価資料や面接等で伝えることができます。地域展開が受験において生徒の不利益になることはありません。

Q 地域協力団体として活動する場合、時間設定もクラブごとの考えで行ってよいのですか？活動場所は団体が確保する必要がありますか？

A 地域協力団体については、既存の団体の運営方針で活動を行っていただき、活動場所についてもこれまで通り各団体で確保していただくことになります。

Q 令和8年度について、自分の通う学校でどの競技の活動が行われるかはいつ頃分かりますか？

A 令和8年度に地域に展開される競技や活動拠点については、令和7年11月～12月頃を目安に新座市ホームページでお伝えする予定です。

Q 地域クラブ活動に指導者として携わることを希望する場合はどのような手続きを行えばよいでしょうか。

A 教育支援課（048-477-7142）または新座市スポーツ協会（048-482-2002）へご連絡ください。ご希望される種目や場所、時間等についてお聞かせいただき、市内の希望状況等も踏まえてご相談させていただきます。

Q 地域クラブ活動の備品はどのように準備されていくのでしょうか。

A 学校と協議の上、学校の部活動と共用可能なものについては共有をします。一方で、消耗品等、共用が難しい備品については各地域クラブ活動で準備する必要があるため、会費とは別に消耗品費を集金させていただく場合があります。

Q 現在学校単位で参加している、ＪＦＡやＪＢＡ等の大会やリーグへの参加は今後どうなっていくますか。

A 令和８年度以降は休日の部活動を全面的に地域へ展開する予定であるため、休日に参加していた中体連の主催ではない大会に学校単位で参加は難しくなります。地域クラブの単位で、ＪＦＡやＪＢＡ等が主催する大会へ参加することについては各主催者の方針によります。